

長野市子どもの体験・学び応援事業 参画パートナー募集要項（習い事用）

長野市こども未来部こども政策課

長野市は、市内に居住している小学1年生から中学3年生の子どもに対して、スポーツや文化芸術、自然体験、民間の各種教室などで利用できる電子ポイント（以下、「ポイント」という。）を付与します。ついては、ポイントの利用先として参画する団体及び個人（以下、「参画パートナー」という。）を、以下のとおり募集します。

1. 令和6年度の事業概要

(1) ポイント付与対象者

市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの保護者

(2) ポイント付与額・利用期間

付与額：一人あたり3万円分

利用期間：令和6年4月5日～令和7年3月31日まで

(3) 注意事項

- ・ポイントはオンラインで利用できるものを提供します。利用者及び参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。（オンラインでの利用手続きが難しい方は、郵送など別途定める方法によりポイント利用にかかる手続きが可能です。）
- ・従来から月謝等の支払いを翌月払い、前月払いにしている場合に限り、令和6年3月分及び令和7年4月分の月謝等にもポイントを利用することができます。
例) 令和6年3月分の月謝を令和6年4月に支払っている場合（翌月払い）
令和7年4月分の月謝を令和7年3月に支払っている場合（前月払い）
- ・参画パートナーのポイント利用手続きについては、「6. ポイント利用にかかる手続き」を確認してください。

2. 登録の条件・申請方法等

参画パートナーになるためには登録申請が必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請」をしてください。

(1) 登録の条件

次のすべての要件を満たしている団体や個人が対象です。法人格の有無や法人種別は問いません。

▼申請者の要件

- ① 本事業の趣旨・目的に賛同し、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる良質な環境と習い事（以下、「サービス」という。）を提供すること
- ② 利用者の安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保していること
- ③ 小中学生を対象に含むサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している団体や個人であること
- ④ 令和6年10月1日以前から小中学生を対象としたサービスの提供実績があること
※部活動の地域移行団体等、市の施策により、上記の要件を満たさない申請者も認める場合があります
- ⑤ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること
- ⑥ サービス提供活動中の事故やけがの発生に細心の注意を払い、万が一事故発生時は、傷害・賠償等の保証を担保すること
- ⑦ 運営事務局が実施するアンケートやヒアリング調査に協力すること
- ⑧ 代表者が明確であり、本募集要項に規定する事業の遂行能力が見込まれること
- ⑨ 個人情報保護について万全を期していること
- ⑩ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑪ 「実施要綱」並びに「参画パートナー募集要項」、「参画パートナー規約」を遵守すること

▼習い事要件

- ① サービスを提供する形式が、次のいずれかに該当すること
 - ・ 教室型：特定の場所に子どもを集め、集団や個別で指導を行うもの
(例) 学習塾、絵画教室、サッカー教室など
 - ・ 訪問型：教師等を派遣し、子どもの自宅等に訪問して指導を行うもの
(例) 家庭教師、子どもの自宅でのピアノレッスンなど
- ② 長野市内または隣接市町村区域内でサービスの提供を行うものであること
- ③ 提供するサービスの内容が、次のいずれかに該当すること
 - ・ 文化活動またはスポーツ活動の指導を行うもので、小・中学校学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの
(例) 文化：音楽、造形・工作、英会話、習字・書道、料理、プログラミングなど
スポーツ：球技、水泳、ダンス・バレエ、体操、ウィンタースポーツなど
 - ・ 自然体験や社会体験等の活動で小・中学校学習指導要領の趣旨に沿うもの
 - ・ 集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うもの
※ただし、上記の学習指導に該当するサービスは中学生のみポイント利用の対象とします
 - ・ 上記サービスのほか長野市長が特に認めるもの
- ④ 有償のサービスであり、継続的に参加するサービスであること

(2) 登録申請

- ① 「みらいハッ！ケン」プロジェクト専用サイトからメールアドレスを登録し、仮アカウントを作成してください。
- ② メールに記載された URL から参画パートナー登録申請画面へ進み、Web フォームに必要事項を入力の上、運営事務局までご提出ください。
- ③ その際、次の必要書類をご準備いただき、Web フォームへのデータ（PDF、写真データ等）添付、又はホームページ等の URL の入力をお願いいたします。

▼事業者登録申請フォーム

<https://nagano-hakken.jp/provider/form/>



▼必要書類

	必要書類
①	[法人の場合]：法人の登記事項証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの） [任意団体の場合]：団体規約および役員名簿 [個人事業主の場合]：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
②	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等） ※ ホームページに同内容が記載されている場合は、URL の入力ですべて代えられます。

※その他、必要に応じて事務局から追加書類の提出を依頼する場合がございます。

▼「みらいハッ！ケン」プロジェクト専用サイト

<https://nagano-hakken.jp>

※登録申請は、令和7年2月14日18時まで受け付けております。

※インターネット環境等の事情で、WEB フォームからの申請が困難な方は、運営事務局までご連絡ください。
郵送での申請方法をご案内いたします。



(3) 実地調査

運営事務局は、必要に応じて申請者の所在地及びサービス提供場所等を訪問し、面談等を実施した上で登録を決定します。なお、実地調査は登録決定後も必要に応じて実施する場合があります。

※調査が必要な場合は、事前に連絡いたします。

(4) 登録受理通知

登録が完了しましたら「登録受理通知」をメールにてお送りします。

※登録申請フォーム受領後、2週間程度で通知する予定です。また、書類に不備がある場合はこの限りではありません。

3. 登録の期間

- ・登録期間は、「登録受理通知」に記載の登録受理日から令和7年3月31日までとします。
- ・ただし、令和7年3月31日までに長野市からの通知がない場合、または参画パートナーより登録抹消の届出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。

4. 情報の公開

運営事務局は、参画パートナーの名称、教室・事業所名、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。なお、申請時に公開情報として明示した項目以外の情報は、参画パートナーの同意をいただくことなく、書面またはホームページにおいて公開いたしません。

5. ポイントの利用範囲

(1) 利用できる費用

ポイントを利用することができる費用は次のとおりとします。

- ① 入会金等の初期に必要な費用
- ② 受講料、月謝、年会費、その他サービスの対価として支払う費用
- ③ サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具等の費用で、参画パートナーにその支払いを行う費用（ただし、③のみでの利用は不可）
- ④ その他、長野市が認める費用

(2) 利用できない費用

次の費用にポイントを利用することはできません。

- ① 参画パートナー以外に支払う費用
- ② サービスを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 本事業の趣旨に反する費用
- ④ その他、長野市が不相当と認める費用

6. ポイント利用にかかる手続き

(1) 登録タイプ

ポイント利用の流れは、登録タイプによって異なります。次のいずれかを申請時に選択してください。

※「参画パートナー登録説明資料（概要）」もあわせてご確認ください。

▼直接受付タイプ

- ・プログラムの予約は、参画パートナーご自身で受け付けます。本事業のWeb ページ（*）からの予約はできません。
- ・利用者は参画パートナーへ電話やメール等で連絡し、直接申込みを行います。
- ・参画パートナーは、本事業のWeb ページでポイントの利用登録データの作成が必要です。

- ・利用者が、プログラム費用の一部をポイントで支払うことが可能です。そのため利用者が現金と併用してポイントを使い切りたいというニーズに対応できます。ポイント不足時の取り扱いについては、参画パートナーご自身でご判断ください。

▼専用サイト受付タイプ

- ・プログラムの予約は、本事業の Web ページ（*）のみで受け付けます。
- ・参画パートナーには、申込みがあった旨をメールで通知します。
- ・参画パートナーは、本事業の Web ページでポイントの利用登録データの確定が必要です。
- ・利用者が、プログラム費用を全額ポイントで支払う場合のみ対応可能です。そのため参加費が3万円を超えるプログラムは対応できません。

▼二次元コード受付タイプ

- ・ポイントの利用手続きは利用者自身が行います。
- ・参加パートナーは、利用に必要な二次元コードをプログラムの実施場所等に掲示します。
- ・参画パートナーには、申込みがあった旨をメールで通知します。
- ・参画パートナーは、本事業の Web ページでポイントの利用登録データの確定が必要です。

（*） Web ページについて

本事業では、ポイント利用にかかる手続きをオンラインシステムにより行います。特別なソフトウェアは必要なく、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器があれば手続き可能です。

（オンラインでの利用手続きが難しい参画パートナーは、郵送など別途定める方法によりポイント利用にかかる手続きが可能です。）

（2）ポイント利用

登録タイプ別で、次の方法によりポイント利用にかかる手続きを行うこととします。

▼直接受付タイプ

- ① 参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等を用いて Web ページにアクセスし、利用者コード、ポイント利用日、利用するポイント数等を入力して利用登録データを作成します。
- ② 利用者は、①で作成された利用登録データを確認し、ポイント利用の承認作業を行います。
- ③ 長野市は、利用登録データで設定されたポイント利用日の翌月 15 日に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。
（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
ただし、②の利用者による承認作業が未完了である場合はポイント利用が確定せず、承認作業完了の翌月まで支払いが繰り越されます。
- ④ 参画パートナーが①の手続きを行うことができるのは、令和7年3月31日までとします。

▼専用サイト受付タイプ

- ① 利用者は、パソコンやスマートフォン等を用いて Web ページにアクセスし、必要情報を入力してプログラムに申込みます。
- ② 参画パートナーは、メールで通知された申込者情報を確認し、適宜申込者とプログラム提供に向けた連絡を取り合います。
- ③ 参加パートナーは、①で作成された利用登録データを確認し、ポイント利用の確定作業を行います。
- ④ 運営事務局は、①のプログラム実施日の翌月 15 日に、利用されたポイント数に応じた金額（1 ポイントあたり 1 円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
ただし、③の参加パートナーによる確定作業が未完了である場合はポイント利用が確定せず、確定作業完了の翌月まで支払いが繰り越されます。
- ⑤ 利用者が①の手続きを行うことができるのは、令和 7 年 3 月 31 日までとします。

▼二次元コード受付タイプ

- ① 参画パートナーは、Web ページから専用の二次元コードをダウンロードし、利用者に掲示します。
- ② 利用者は、スマートフォン等を用いて二次元コードを読み取り、利用登録データを作成します。
- ③ 参加パートナーは、②で作成された利用登録データを確認し、ポイント利用の確定作業を行います。
- ④ 運営事務局は、②の利用登録日の翌月 15 日に、利用されたポイント数に応じた金額（1 ポイントあたり 1 円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
ただし、③の参加パートナーによる確定作業が未完了である場合はポイント利用が確定せず、確定作業完了の翌月まで支払いが繰り越されます。
- ⑤ 利用者が②の手続きを行うことができるのは、令和 7 年 3 月 31 日までとします。

7. ポイント利用のキャンセル

- ・参画パートナーは、利用者からサービスの解約の申し出があった場合、利用者と参画パートナーとの間で取り決められたキャンセル規程等に則り、解約を受け付けることとします。
- ・ただし、ポイントのキャンセルを受け付ける場合は、ポイントのキャンセル手続きによって利用者へポイントを戻すことで対応していただきます。利用者に現金、その他の方法により返金を行うことはできません。
- ・ポイントのキャンセルにかかる手続きの詳細は、登録決定後にお渡しする「参画パートナーの手引き」を参照してください。

<お問合せ先>

長野市子どもの体験・学び応援事業 運営事務局

TEL: 050-5538-3980 (平日 10:00～18:00)

E-mail: info@nagano-hakken.jp

* 土日祝日及び年末年始 (12/29～ 1/3) を除く

* 本事業の運営は、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
及び株式会社ながのアド・ビューロが実施しています。